

# 後期高齢者医療制度に加入しているみなさまへ

今月号では、後期高齢者医療の新しい保険証・窓口負担割合・

保険料の軽減や納付方法についてお知らせします。

## ◎新しい保険証

8月1日から新しい保険証(藍色)に切り替わるため、7月中に新しい保険証をお届けします。

75歳以上の方は、この保険証1枚で病院にかかれま  
す。期限の切れた保険証(オ  
レンジ色)は使用できませ  
んの、住民課国保年金班  
にお返しいただくか、ハサ  
ミなどで裁断し、破棄して  
ください。

## ◎窓口での負担割合

お医者さんにかかる場合  
の窓口負担割合は、前年中  
の所得に応じて1割(一般  
の方)または3割(現役並  
み所得者)となります。

いったん3割と判定され  
た方で、申請することによ  
り医療費が1割負担になる

## ◎平成23年度の保険料

保険料は、後期高齢者医  
療制度に加入している75歳  
以上(及び一定の障害があ  
る65歳以上)の方全員が等  
しく負担する「均等割額」と  
所得に応じて負担する「所  
得割額」を合計して、個人  
単位で計算されます。(均等  
割額は37,400円、所得  
割合は7・29%です)

平成23年度の保険料は、  
前年中の収入を基に計算し、  
7月中にお知らせします。

## 〈保険料の軽減〉

前年度からの軽減措置が  
今年度以降も継続され、次  
の要件に該当する方は、保  
険料が軽減されます。

均等割額の軽減	
世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減割合
8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯	9割軽減
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方	8.5割軽減
基礎控除額(33万円)+24万5,000円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	5割軽減
基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	2割軽減
所得割額の軽減	
基礎控除後の所得金額等	軽減割合
58万円以下(年金収入で153万円～211万円まで)	5割軽減



## ◎保険料のお支払方法

### ■年金からの天引き

2ヶ月に1度支給される年金から保険料が天引きされます。年金からの天引きには特別な手続きの必要はありません。

※75歳の誕生日を迎えた方は、年金からの天引きの手続きが済むまでは納付書による支払いになります。

### ■納付書

年金の受け取りが年額18万円未満の方と、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分を超える方は、原則、納付書による支払いとなります。

### ■口座振替

年金からの天引きと納付書払いを希望されない方は、ご指定の口座から保険料が引き落とされる口座振替を選択できます。口座振替を希望される方は、金融機関へ口座振替依頼書の提出が必要ですので、①振替口座の通帳、②通帳のお届け印、③保険証をお持ちください。